

SGEC森林認証審査報告書

大鐸財産区有林

平成19年3月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 大鐸財産区有林の概要

II . 審査経過・確認資料一覧・写真

III . 判定事由書

I. 大鐸財産区有林の概要

1. 森林の所有者 土庄町大鐸財産区管理会
 (土庄町大鐸地区(462戸、1270人)の管理会方式の財産区有林)

2. 森林の管理者 土庄町大鐸財産区管理会 会長 石原 力^{つとむ}

3. 認証の区域 香川県小豆郡土庄町肥土山字嶮^{けんぞさん}岨山乙723番地2

4. 森林の面積 103.52 ha
 人工林率 97% 樹種別 ヒノキ65% マツ28% スギ7%

5. 団地数

(1) 団地数 1 団地

6. 森林資源の構成

樹種	面積及び蓄積	年齢級						合計
		5	6	7	8	9	10	
スギ	面積ha	0.00	—	0.00	3.30	3.00	0.50	6.80
	蓄積m3	0.00	—	0.00	638.95	660.00	120.50	1,416.45
ヒノキ	面積ha	2.72	—	23.31	26.46	1.71	10.95	65.15
	蓄積m3	304.57	—	4,588.08	5,917.51	434.34	2,907.58	14,152.08
マツ	面積ha	0.00	—	0.00	1.04	18.54	9.10	28.68
	蓄積m3	0.00	—	0.00	230.88	4,357.05	2,258.54	6,846.47
人工林計	面積ha	2.72	—	23.31	30.80	23.25	20.55	100.63
	蓄積m3	304.57	—	4,588.08	6,787.34	5,451.39	5,286.62	22,420.00
ザツ(天然林)	面積ha	0.12	—	0.30	0.25	0.55	0.08	1.30
	蓄積m3	3.70	—	11.10	9.25	21.15	3.17	48.37
立木地計	面積ha	2.84	—	23.61	31.05	23.80	20.63	101.93
	蓄積m3	308.27	—	4,599.18	6,796.59	5,472.54	5,289.79	22,463.37
除地	面積ha	道路傾畔0.03,岩石地0.02,林道0.76,防火線0.78						1.59
合計	面積ha							103.52

7. 地域の概況

小豆郡土庄町（地域面積7.438ha、うち森林面積4.771ha、農地381ha。人口16.411人）は、瀬戸内海国立公園地域のほぼ東端の小豆島に所在する。

小豆地域面積は17,001haで、森林面積は69%(11,679ha)を占めている。地形は、中央を東西に走る背嶮山脈の嶮岨山系(標高816.7m~549.0m)を分水嶺として南北に広がり、北側は山頂部約1,000haは平坦で肥沃な森林が占め、その山麓は海に至っている。南側は、山頂部が急峻で岩石地が多く山麓は農地を経て海に至っている。屋根型地形で、農地は675haと狭小である。気候は、瀬戸内型気候区に属し平均気温17℃、年平均降水量は山頂部1,300mm、平地部は900mmと温暖・寡雨である。人口は、近年特に減少は著しく、昭和50年代5万人が平成17年現在3.3万人に減少している。

主な産業は漁業と観光で、観光資源として奇岩と紅葉の溪谷「寒霞溪」と豊かな海の魚介類で、特に「寒霞溪」は西日本有数の景勝地で、瀬戸内海国立公園第1種特別地域、風致保安林、史跡名勝天然記念物に指定されている。島には四季を通じ110万人の観光客が訪れている。特産物は、温暖・寡雨の自然を活かし醤油・素麺・オリーブが製造出荷している。

8. 沿革

対象森林の歴史は古く、1679年（延宝7年）に23ヶ村の山村共有地の一部として始まり、1913年（大正2年）には、大鐸財産区有林の前身である大鐸村へ133.60haが分割譲渡され直営林となる。

1924年（大正12年）、うち103.52haが同年官行造林として植林が始まり（分収率5：5）、大鐸村民及び徳島方面林業労務者により植林され、1926年（大正15年）に初代人工林として植林（植栽本数：ヒノキ266,400本、クロマツ135,300本）が終わる。

1955年（昭和30年）、町村合併により大鐸村有林のうち官行造林地103.52haは合併協定により大鐸財産区管理会として管理され、1957年（昭和32年）から伐採が始まり並行して伐採の返地を受け、直営林として、先の官行造林分収金と素材生産事業より得た約3億円の一部(10,101,481円)と大鐸地区村民（大鐸地区山林愛護会／延4,358.5人）の労力により、二代林の植林が始まった。1972年（昭和47年）に官行造林地の伐採が終わり、また翌年1973年（昭和48年）には、直営林面積103.52ha（植栽本数：ヒノキ301,890本、クロマツ133,090本、スギ37,500本）の二代林植林が終わり、現在に至っている。

初代人工林は、将来の村財源を主目的に造成され、その目的を果たした。二代林は水源

かん養等の公益機能に重点をおいた経営が行っている。1957年（昭和32年）以降の施業については、諸機能の整備と地域社会との連携に重点をおいた施業を行って来ている。

この間、1978年（昭和53年）以降、香川県展示林（ヒノキ優良育林実験林等々）の設置、1987年（昭和62年）には朝日森林文化賞（森づくり優秀賞）を受賞している。

また地籍調査について、大鐸財産区を含む調査地区の成果（調査結果）については、1991年（平成3年）11月8日付けで、国土調査の調査成果として香川県知事の認証を得ている。

9. 兼業 無し

10. 施業履歴

区分	単位	13年	14年	15年	16年	17年	計	(18年)	
植林	ha	—	—	—	—	—	—	—	
下刈	ha	—	—	—	—	—	—	—	
除伐	ha	11.51	—	—	—	—	—	—	
ツル切	ha	除伐・枝打の際、並行して実施							
枝打	ha	8.82	2.41	0.31	—	—	—	—	
保育間伐	ha	15.72	7.74	3.65	1.90	1.52	30.53	0.62	
収入間伐	ha	3.97	7.89	12.05	11.21	0.22	45.34	11.12	
間伐材積	m ³	59.74	91.83	281.26	293.75	267.80	994.38	171.25	
出荷材積	m ³	47.79	73.47	225.00	235.00	214.24	795.50	137.00	
主伐	ha	—	—	—	—	—	—	—	
主伐材積	m ³	—	—	—	—	—	—	—	
作業路	m	—	—	(2)1.072	(3)1.757	(2)1.090	(7)3.919	(2)1.090	

* ()の数字は路線数

11. 林道・作業道

林道 3, 000 m 作業路 4, 963 m

総延長 7, 963 m 路網密度 77 m/ha

12. 保有林業機械

(1) 大鐸財産区管理会

集材機 2 台 (2 t、0.7 t)、チルホール 1 台

(2) 土庄町森林組合

林内作業車 4 台、集材機 1 台、チルホール 1 台

13. 協業化 無し

14. 雇用労働力・外部委託

大鐸地区住民が組織する「山林愛護会」の労力で、植林・下刈りを行ってきたが成林にともない間伐等の伐出作業が主体となり、管理会員の現場指導において土庄町森林組合作業班（班員 8 名）の労力と機材により実施している。

15. 大鐸財産区有林の経営方針

(1) 基本方針

遠く祖先から受け継いだ森林を適正に管理しながら、地域の貴重な財産として持続的な経営を維持していくことを第一とし、香川県地域森林計画（香川森林計画区）、土庄町森林整備計画、大鐸財産区施業計画等の森林管理に関する法令を遵守する。

対象森林は、水土保持林（水源かん養機能・山地災害防止機能）に指定されているが、それ以外の「森林と人との共生事業（保健文化機能）」、「資源循環利用林（木材等生産機能）」としての役割にも対応し、広域な地域との連携に努めるものとする。

①大鐸地区及び土庄町の水資源のかん養と林地災害防止等の「水土保持林機能」の整備に必要な施業及び「間伐材による水路・防災施設」の整備を実施する。

②小豆地域の生活環境保全と保健文化等の「森と人との共生機能」の普及を図るため森林・林業普及啓発のフィールド整備に必要な施業と「森林学習」活動を実施する。

③木材生産の持続性を高めるため「資源循環機能」の基盤を整備し、生産収益は大鐸地区の社会資本整備へ還元する。小豆地域への地場材の需要拡大を図るため「しょうず木の輪ネットワーク」（後述）活動を地域と連携して実施する。

（２）水土保全林について－水源かん養機能・山地災害防止機能を高める

特に水源機能の高い森林については、保続的な森林管理を目的に、長伐期択伐施業（70～100年）と併せ樹下植栽を行い二段林造成を目的に現在は間伐を繰り返す。森林の保水力を高め、水源かん養保安林として機能発揮に努めるものとする。

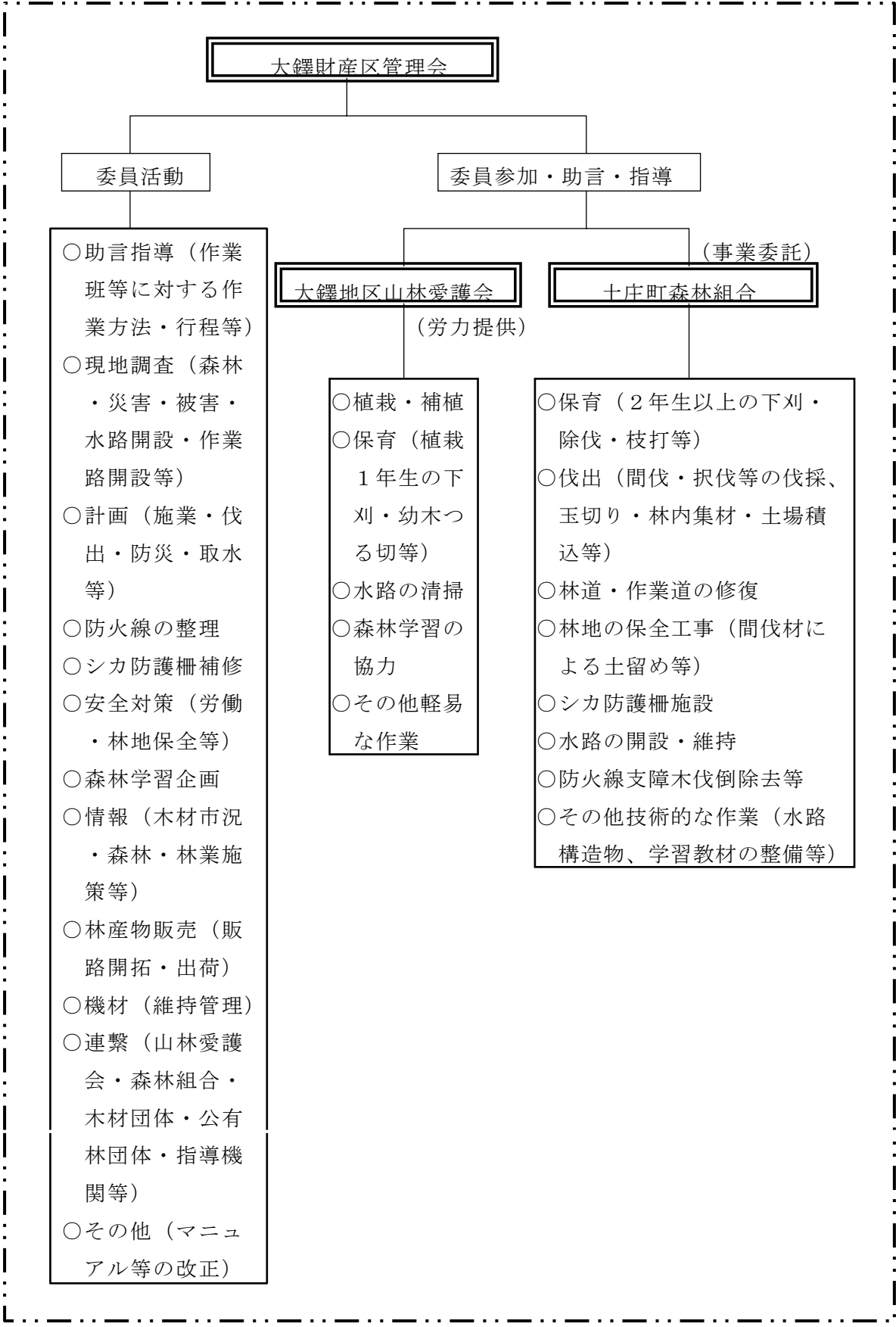
対象森林は嶮岨山系の山頂部北側に位置し、等高線に沿って帯状に団地形成している。その下方には花崗岩地帯が扇状に広がる山地災害の起こりやすい地質・地形である。その上流域に位置する当該森林の施業は、前述の通り二段林造成を目的に間伐を繰り返し実施し、林床の受光性を高め、広葉樹等の地衣植物の再生を図り、林床の保全に努める。

（３）地産地消

対象森林は、木材生産に適した地位・地利の立地条件を備えている。施業記録から将来は良材の生産が期待できる。現在、間伐材の生産が年を追って増加してきている。昨年、大鐸財産区管理会（会長石原力）の提唱で木材の「地産地消」を目指して島内の公有林・製材工場・工務店などの個人・団体が「しょうず木の輪ネットワーク」結成し、小豆島産の間伐材需要開発を進めており、地元製材工場への出荷が増加しつつある。木材需要拡大活動を通じ、地域産業との連携を強めていくものとする。なお、島内製材工場は5社である。

（４）施業等実施体系

施業等の実施については、大鐸財産区管理会委員は本来の活動と併せ、大鐸地区山林愛護会と土庄町森林組合に事業分類し、その事業に参加し助言・指導を行う。それぞれの基本的な施業実施体系及び施業事項は次図（次頁）のとおりである。



大鐸財産区管理会

委員活動

- 助言指導（作業班等に対する作業方法・行程等）
- 現地調査（森林・災害・被害・水路開設・作業路開設等）
- 計画（施業・伐出・防災・取水等）
- 防火線の整理
- シカ防護柵補修
- 安全対策（労働・林地保全等）
- 森林学習企画
- 情報（木材市況・森林・林業施策等）
- 林産物販売（販路開拓・出荷）
- 機材（維持管理）
- 連繫（山林愛護会・森林組合・木材団体・公有林団体・指導機関等）
- その他（マニュアル等の改正）

委員参加・助言・指導

大鐸地区山林愛護会

（労力提供）

- 植栽・補植
- 保育（植栽1年生の下刈・幼木つる切等）
- 水路の清掃
- 森林学習の協力
- その他軽易な作業

十庄町森林組合

（事業委託）

- 保育（2年生以上の下刈・除伐・枝打等）
- 伐出（間伐・択伐等の伐採、玉切り・林内集材・土場積込等）
- 林道・作業道の修復
- 林地の保全工事（間伐材による土留め等）
- シカ防護柵施設
- 水路の開設・維持
- 防火線支障木伐倒除去等
- その他技術的な作業（水路構造物、学習教材の整備等）

16. 大鐸財産区有林の環境方針

「持続可能な森林資源の造成」を目的に保続的林業経営をめざす大鐸財産区有林の環境保全の重点的課題は「水土保全」である。重点課題の維持・向上を図ることにより、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を期待する。取り組みは次のとおりである。

- (1) 環境保全に関する法令を遵守し、林業経営と環境保全の両立を目指す。
- (2) 適切な森林整備に取り組み、森林の多面的な機能の維持・向上を図る。
- (3) 施業の実施にあたっては、土壌及び下流域での水資源の保全に努める。
- (4) 防火帯を設け、地元有識者からの情報提供を受けるなど動植物の生息・生育環境の保全に努める。
- (5) 適切な森林整備に取り組み、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めるとともに、国産材・地域材の循環利用を促進し、地球温暖化防止に貢献する。
- (6) 施業の実施にあたっては、化石燃料の使用削減に努める。大気汚染物質や廃棄物は、発生の抑制に努めるとともに、地域で定められた方法により、適切に処理する。
- (7) 森林病虫害防除にあたり、林業薬剤を使用する場合は、適切な管理のもと、必要最小限の量とする。
- (8) モニタリングを実施し、継続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物を把握する。貴重な動植物が発見された場合は、必要な保護対策を行う。
- (9) 調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。
- (10) 生物多様性の保全に関する知識の習得に努め、林業従事者に研修の機会を設ける。

17. 施業基準

(1) 針葉樹人工林施業指針

①長伐期施業(優良材生産)

対象地＝水源機能が極めて高く、山地災害防止機能・保健休養機能が期待でき、優良材生産が見込まれる森林。

植栽本数＝ヒノキ4,000本、スギ4,500本、マツ3,000本

伐期＝ヒノキ70～100年、スギ100年、マツ70年

施業方法＝間伐・択伐を繰り返し、樹下植栽を行い、複層林に移行する。

②普通伐期施業(一般材生産)

対象地＝一般材の量的な生産が見込まれ、水源機能・山地災害防止機能の早期回復が見込まれる森林。

植栽本数＝ヒノキ4,500本、スギ5,000本、マツ3,500本

伐期＝ヒノキ・スギ・マツ45～50年

施業方法＝間伐を繰り返し、伐期に達した段階において小面積皆伐を行い、植栽による更新を行う。

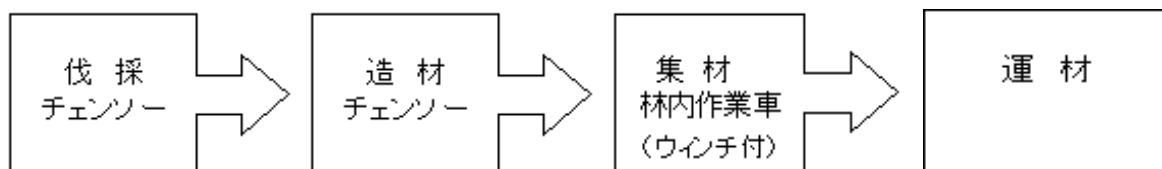
(2) 広葉樹天然林施業指針

広葉樹林地の総てが溪流沿いの前生樹伐採の際、林地・景観のため保存された天然林である。原則的に非伐採であるが、造林木の支障等の必要が生じた場合は単木的な伐採にとどめる。広葉樹は天然更新を原則とする。

18. 伐採搬出の方法

利用間伐、択伐等を繰り返し行い林内照度を高め、主林木の成長促進と下層植生や林縁植生の維持を図るが、水源機能・山地災害防止機能・保健休養機能を維持するため、機械による伐出作業については林地保全に留意する。間伐前の林内の下刈は、作業に影響する箇所のみにとどめ、特に林縁の植生にはその保全に留意する。

〈利用間伐〉



比較的緩やかな地形であり、路網もよく整備されていることから、林内で伐採・造材後、ほとんど林内作業車のみで集材可能である（ウインチ、チルホール使用）。土場に集積し、10t車でまとめて運搬している。

19. 森林被害の記録（過去5年）

森林被害については、松くい虫による松枯れとシカによるヒノキ等の剥皮・食害があるが、シカの被害については軽微であるので省略する。

松くい虫被害については昭和57年から平成13年の間、約5年間隔でマツの除間伐を兼ね立木伐倒駆除を行ってきたが、平成14年以降は被害が小康している。被害については、立木伐倒駆除面積を示す。

立木伐倒駆除面積

区 分	単位	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	計
松くい虫伐倒駆除面積	h a	11.51	—	—	—	—	11.51

20. 病虫獣害対策

（1）病虫害

施業の実施にあたっては、生物多様性の保全、水土保全の観点から、健全な森林の育成に努め病虫害の発生の抑制に努める。原則として林業薬剤は使用しないが、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合は、管理会「林業薬剤管理マニュアル」に従い、適切な管理のもと、最小限の使用とする。また、病虫害が発生した場合の研究・対策については広く学究・行政機関に協力を求め、また各機関に協力を求められたときには積極的にこれに対応し、時には研究結果について報告を受けるなど、健全な認証材の育成を図る。

（2）獣害

ニホンジカの剥皮・食害については、香川県民獣の指定を受けていることもあり、関係行政機関との協議や諸団体の協力をもって、これに対応する。今後はより生態系保全に配慮した対策があれば積極的に試行していく。また、行政機関や研究機関などからモニタリング調査の協力依頼があれば積極的に協力する。

21. 気象災害対策

気象災害についての記録は皆無である。予防のためテレビ等の気象情報に注意し、異常気象が発生した場合は管理会委員と連絡をとり林内を巡回し、災害が発生した場合は専門家の指導を受け対処する。

22. 森林火災への対応

過去、森林火災は発生は無いが、林野火災予防対策として、防火帯の整理、林内に防火水槽・防火用溜池を設置している。また外部に対しては火気厳禁の表示、山火事防止パレードを県・町機関と共催で実施している。火災発生時には消防署、地元消防団及び大鐸地区山林愛護会等の地元住民に直ちに連絡し、消火及び火災の拡大防止に努める。消火後は、林地の現況復旧に努める。

23. 地域との連携

林内に集水のための導水施設を整備し、大鐸地区だけでなく土庄町民に水を供給している。また、「しょうず木の輪ネットワーク」の提唱者として間伐材等の地場材需要拡大活動を島内の林業・木材関係者と連携して実施している。これらの実践活動を等を通じ島民・県民に対し、森林の水土保全機能等の役割や生物多様性への配慮等の普及啓発を併せて行い、住民の参加の森づくりへと誘導する。

24. 森林環境教育

小豆地域住民に対し、生物多様性の保全・森林環境の保全に関する知識を深め、そのノウハウを住民と共有し、より深い知識や興味を引く事項を検証し、内容の充実を図る方針である。

また、島内住民だけでなく、広く県民を対象とした「間伐見学ツアー」を開催するなど森林環境教育を実践している。

Ⅱ．審査経過

1．大鐸財産区有林の審査経過

大鐸財産区有林の審査は、
(社)全国林業改良普及協会の児島裕、野田昭一、大竹秀一、植松龍太郎、宇佐美均の5名
が担当した。

【審査申込】

平成18年7月26日／審査申込

(内 容)

- 1．全林協での『緑の循環認証会議』SGEC森林認証の考え方
- 2．基準・指標・ガイドラインの説明
- 3．審査手順について説明
- 4．審査申込書の受付
- 5．確認資料の説明

【企画審査】

平成18年8月1日～9月5日／書類確認・指示

(内 容)

資料の提出を受け、内容を確認の上、修正事項などを指示した。

9月12～13日／「企画審査」での現地確認

(場 所)

大鐸財産区有林ほか

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会

大竹 秀一

植松 龍太郎

(出席者)

土庄町大鐸財産区管理会 会長

石原 力

(聞き取り対象者)

香川県小豆総合事務所森林整備室

武川 秀樹

香川県土庄町農林水産課課長

谷口 豊志

香川県土庄町農林水産課係長

池本 浩

(内 容)

1. 「企画審査」での現地確認を行った。
2. 大鐸財産区有林の沿革・現況・経営方針などについて聞き取りを行った。併せて関連資料の確認を行った。
3. 地域森林計画及び市町村森林整備計画の概要を確認した。
4. 管内の森林の概況、国定公園、県指定の環境保全地域、自然環境・文化財等についての聞き取りを行った。
5. S G E C 森林認証取得に向けた取組についての評価について聞き取りを行った。
6. 対象山林生産材の地域での評価について聞き取りを行った。

平成18年9月18日～11月15日／書類確認・指示

平成18年11月20日／審査要件の設定

(内 容)

「企画審査」での現地確認の結果等により、SGECの7つの基準・36の指標・67のガイドラインに基づき設定した「審査要件」から、別紙「審査判定表」の60項目を「審査要件」として決定し、申請者に「審査要件」を伝えた。

【確認審査】

1 2月1日～平成19年2月15日／書類確認・指示

2月26～27日／「確認審査」での現地確認

(場 所)

大鐸財産区有林ほか

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会専門審査員 植松龍太郎

(社)全国林業改良普及協会 宇佐美 均

(出席者)

土庄町大鐸財産区管理会 会長 石原 力

(聞き取り対象者)

香川県土庄町農林水産課課長 谷口 豊志

香川県土庄町農林水産課係長 池本 浩

香川県土庄町森林組合事務局 六車 昭子

(内 容)

1. 「確認審査」での現地確認を行った。
2. 対象森林に関する確認資料の内容について、質疑応答を行った。併せて関連資料の確認を行った。
3. 小豆地域の自然環境及び生物多様性の保全状況について聞き取りを行った。
4. 地域での森林環境教育の実施状況及び、取組への対象者の貢献について聞き取りを行った。
5. 地域での労働安全対策と実施状況について聞き取りを行った。
6. SGEC森林認証を今後地域づくりへどのように活かして行くかについて聞き取りを行った。

平成19年3月1日～7日／書類確認・指示

3月 8日／書類確認・受理

平成19年3月19日／「確認審査」での審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興株式会社専務取締役	西村勝美
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
(社)全国林業改良普及協会	野田昭一
(社)全国林業改良普及協会	宇佐美均

(内 容)

1. 「確認審査」に基づき、審査結果を審査委員会に諮り、審査決定を行った。
2. 審査の結果、大鐸財産区有林は、認証に価すると判定された。
3. なお、審査委員会により、下記3項目について、「向上目標」が付記された。

(向上目標)

1. 「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを継続的に実施することにより、認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めること。
(2-2-1.)
2. 認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び生物多様性の保全に関する知識の習得に努めること。(5-3-1.)
3. 「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを継続的に実施することにより、森林生態系の状態を常に把握するように努めること。その結果は、整理・分析し、今後の森林経営に反映させること。(7-1-1.)

確認資料一覧

- ・大鐸財産区有林森林簿
- ・森林施業計画書（平成14～19年）
- ・森林施業計画認定書（写し）
- ・大鐸財産区有林施業5カ年計画（平成18～22年）
- ・大鐸財産区有林森林資源構成
- ・大鐸財産区有林齢級構成
- ・ヒノキ施業基準
- ・大鐸財産区有林施業記録（平成18年6月現在）
- ・大鐸財産区有林の沿革
- ・大鐸財産区管理会条例
- ・大鐸地区山林愛護会会則
- ・香川地域森林計画書（平成18～28年）
- ・香川森林計画区域図（1/20万）
- ・土庄町森林整備計画書（平成18～28年）
- ・大鐸財産区有林位置図
- ・小豆島地形図（1/10万）
- ・小豆島森林機能図（1/5万）
- ・大鐸財産区有林森林施業図(1/5000)
- ・大鐸財産区有林林相図(1/5000)
- ・大鐸財産区有林の経営方針
- ・大鐸財産区有林の環境方針
- ・生物多様性の保全を考慮した施業指針
- ・モニタリング調査実施要領
- ・巡視報告書
- ・作業現場における油類の取扱マニュアル
- ・林業薬剤管理マニュアル
- ・安全作業マニュアル
- ・安全衛生及び健康管理マニュアル
- ・林野火災予消防マニュアル
- ・災害時の緊急連絡システム緊急連絡先一覧表
- ・「香川県版レッドデータブック」
- ・香川県「森林・林業・木材産業の動き」（平成15年度版）
- ・「朝日森林文化賞」受賞記事（グリーンパワー／森林文化協会）
- ・「島産木材の魅力を発信」記事（四国新聞）

Ⅲ. 判定事由書

大鐸財産区有林の審査における判定事由

「企画審査」での審査委員会により、S G E Cの定める7つの基準・36の指標・67のガイドラインのうち、「大鐸財産区有林 審査判定表」のとおり、60項目を「審査要件」として決定した。

「審査要件」に基づき「確認審査」を行い、審査判定について審査委員会に諮ったところ、大鐸財産区有林は、認証に価すると判定された。

なお、審査委員会により、下記3項目について、「向上目標」が付記された。

(向上目標)

1. 「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを継続的に実施することにより、認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めること。
(2-2-1)
2. 認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び生物多様性の保全に関する知識の習得に努めること。(5-3-1)
3. 「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを継続的に実施することにより、森林生態系の状態を常に把握するように努めること。その結果は、整理・分析し、今後の森林経営に反映させること。(7-1-1)

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

1-1. 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であること。

1-1-1 / 妥当である

認証対象森林は、香川県土庄町に位置する103.52haで、森林所有者は「土庄町大鐸財産区管理会」（462戸、1,270人）である。「大鐸財産区有林森林施業計画／平成14～19年度（以下、森林施業計画）」を樹立しており、「大鐸財産区有林 森林施業図」、「大鐸財産区有林 林相図」などが常備され、それらの図面をもとに現地で確認できる。また、平成3年11月8日付けで、大鐸財産区有林エリアの国土調査は完了している。

1-2. 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていること。

1-2-1 / 妥当である

「森林簿」が常備され、5年ごとの森林施業計画によって更新されている。さらに独自に「大鐸財産区有林施業5カ年計画／平成18～平成22年」（以下、施業5カ年計画）を樹立し施業を行っている。

1-3. 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。

1-3-1 / 妥当である

森林現況調査により森林計画図を樹種別（ヒノキ・スギ・マツ・広葉樹など）に色分けした大鐸財産区有林林相図、林班ごとの施業を示した大鐸財産区有林森林施業図が整備され、これらの図面を用いて、認証対象森林の現地確認、所在及び林班等は明確に確認できる。

1-4. 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されていること。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されていること。

1-4-1 / 妥当である

認証対象森林は、土庄町森林整備計画により「水土保持林」に機能区分され、その目標に応じた施業基準が明示され、保続的な森林管理を目的に「水土保持林」としての機能発揮に努めている。また、指定以外の「森林と人との共生林」「資源循環利用林」としての役割にも対応し、広域な地域との連携に努めている。

1-4-2 / 妥当である

認証対象森林は、森林施業計画の認定を受けおり、「森林施業計画書」（平成14～平成19年）及び認定書の写しを常備している。「森林施業の実施に関する長期の方針」では、「水源の森としての機能を十分に発揮するため、根系の発達した高齢級・高蓄積の森林の造成を目標とし、ヒノキ・スギ・マツの人工林の育成を行う」とされており、現地ではこの方針に沿って施業がなされていることを確認した。

1-4-3 / 妥当である

管理会の「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(1)施業指針において、「施業実施に当たっては、森林管理に関する法令及び土庄町森林整備計画の施業基準を遵守し、管理会の管理方針を基本として行う。その中で生物多様性の保全、水土保持を常に意識し、当財産区有林が特に有する『水源かん養機能・木材生産機能・山地災害防止機能・保健休養機能』を助長するための施業を考慮して施業基準を示す」とされ、現況によりこの方針を確認することができた。

1-5. 人工林のみでなく、天然林についても、地域の特性を考慮し適切な管理計画が樹立されていること。

1-5-1 / 妥当である

管理会の「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(1)-2) 広葉樹天然林施業指針において「溪流沿いの林地・景観のため保存された広葉樹天然林は原則的に非伐採、造林木支障等必要が生じた場合は単木的伐採にとどめ天然更新を原則とする」とされ、指針に沿って施業されていることが確認できた。

基準2 生物多様性の保全

2-1. 生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められていること。

2-1-1 / 妥当である

当財産区有林は97%が人工林で、樹種の割合はヒノキ65%、マツ28%、スギ7%で、スギ等の優良品種の試験的導入も試みている。過去に人工林が伐採された際、溪流沿いに広葉樹が残され、その保存に努めるとともに、林地に適した広葉樹(ケヤキ・キリ等)の試験造林も行っており、良好なランドスケープを構成している。また管理会の「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、針葉樹人工林施業指針、広葉樹天然林施業指針を示し、ヒノキ・スギ・マツ、及び広葉樹の林相別の管理方針を定めている。

2-1-2 / 適用除外

当財産区有林の中には、溪流沿いに広葉樹が小面積（1.3ha）であるが残されているが、原生林またはそれに近い天然林がないことを確認した。

2-2. 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。

2-2-1 / 妥当である（向上目標）

森林現況調査により森林計画図を樹種別（ヒノキ・スギ・マツ・広葉樹など）に色分けした当財産区有林林相図、林班ごとの施業を示した当財産区有林森林施業図が整備され、林相・林況の他、林道・作業道・水系等を把握することができる。また管理会では「環境方針」を定め、「モニタリングを実施し、継続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物を把握する。貴重な動植物が発見された場合は、必要な保護対策を行う」こととしている。

2-2-2 / 妥当である

溪流沿いの広葉樹林（自然植生）は、生物多様性の保全への配慮から保全する方針であり、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の（1）-2）広葉樹天然林施業指針において、溪流沿い広葉樹林地は、原則的に非伐採とし、広葉樹は天然更新を原則とすることが定められ、現地の溪流沿いに広葉樹林が保存されていることを確認した。

2-3. 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

2-3-1 / 妥当である

「香川県レッドデータブック」を常備し、保護上重要な動植物についての把握に努めるとともに、生物多様性に関する研修の機会を設けている。また「モニタリング調査実施要領」を定め、財産区有林に生息・生育する同植物の把握・記録に努めている。重要な動植物が確認された場合は、行政機関に連絡し、専門家の指導を受けた上で必要な保護対策を行うこととしている。

2-3-2 / 妥当である

溪流沿いの広葉樹林は、昆虫・鳥類などの採餌木となっており、貴重動物の生息環境の改善に努めている。また、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(1)-3)施業の留意事項において、「貴重な野鳥の営巣が確認されれば、その周辺の伐採を避け、繁殖を妨げないような配慮をする」と定めており、現況においてもその方針を確認した。

2-3-3 / 妥当である

林道・作業道の新設に当たっては、①林道規程を遵守する、②作業道は切り土法面の低い施工に努める、③可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用するとともに、小動物の生育・繁殖を妨げないように努めることとしている。現地においても間伐材の積極的な利用を確認することができた。

2-4. 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

2-4-1 / 妥当である

保続的な森林管理を目的に、長伐期(70~100年)択伐施業と併せ、樹下植栽を行い二段林造成・複層林造成を目的に間伐を繰り返し実施し、林床の受光性を高め、広葉樹等の地衣植物の再生を図り、林床の保全に努めている。また「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(2)-2)保護動植物の保護において、貴重な自然植生等が「生息・生育が確認された場合は、行政機関に連絡し、専門家の意見を聞いた上で保護マニュアルを定め、必要な保護対策を行う」としている。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

3-1. 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けていること。

3-1-1 / 妥当である

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の中の(1)-2)「広葉樹天然林施業指針」によって、溪流沿いに林地・景観のために保存された広葉樹天然林は原則的に非伐採とされており、保護樹帯として保全されている。また、尾根筋には保護樹帯としてマツを植栽している。これらは、「大鐸財産区有林林相図」に基づき、現地において確認した。

3-1-2 / 妥当である

保護樹帯については前記の通りである。

現地においては、適切な間伐により、林内が明るく広葉樹が侵入し、自然植生が維持されていることを確認した。

3-2. 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。

3-2-1 / 妥当である

管理会の「環境方針」の中で、「施業の実施に当たっては、土壌及び下流域での水資源の保全に努めるとされている。また「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(1)において、「施業の実施に当たっては、森林管理に関する法令及び土庄町森林整備計画の施業基準を遵守し、・・・その中で生物多様性の保全、水土保全を常に意識し、・・・」とされており、現況においては水土保全に配慮した施業が実施されていることが確認できた。

3-2-2 / 妥当である

認証対象森林には、環境負荷の軽減を意図した小幅員の作業路網がha当たり77m整備されており、地形が緩やかなこともあり、集材はほとんど林内作業車(ウィンチ付、チルホール使用)で可能であり、土場まで運び10トンの車で運材している。また、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(2)-1)において、「集運材に当たっては、土壌・水質保全に配慮して、地表面の保護、土砂流出防止に努める。路網の開設に当たっては、土壌・水系の保全を考慮した路線を選び、間伐材利用による横断溝、土留めを設けること」等を定め、集運材の方法は現地において適切であると確認した。

3-3. 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

3-3-1 / 妥当である

燃料・オイル類についての取り扱い方針は、管理会で「作業現場における油類の取扱マニュアル」を定めており、取り扱いの基本事項が示され、林業薬剤については、別途「林業薬剤マニュアル」に使用法、管理体制、保管場所等について示されていて、現場作業はこの方針に沿って実施されている。

3-4. 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

3-4-1 / 妥当である

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の中で、林道・作業路について「開設は、集材の利便性と併せ土壌・水系の保全を併せて考慮した路線を選び、線形勾配は緩やかで、路面の要所は間伐材を埋めた横断溝、路肩は間伐材杭の土留めを設け、土砂の流出や沿線の地衣物や土壌の喪失を防止する。なお、一時的利用の作業路は、草木を植栽し植生の回復に努める。恒久利用の作業路については、土砂流出防止のため路面・路肩の補強を行い路面の維持に努める」とされており、現地においても水土保持上の問題がないことを確認した。

基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

4-1. 伐採量は森林の機能区別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されていること。

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていること。

4-1-1 / 妥当である

「森林施業計画書／平成14～平成19年」の範囲内で「施業5カ年計画／平成18～平成22年」を立て、適切な伐採を行っている。また「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(1)-1)において、「とくに水源機能が高い森林については、長伐期施業(伐期70～100年)と併せ、樹下植栽を行い複層林へと移行する」としている。また一般材の量的生産が見込まれ、水源機能等の早期回復が見込まれる森林では普通伐期施業(伐期45～50年)を行うものとし、現在、収入間伐を繰り返している。平成15年以降の出荷材積は、年間約200m³となっている。また、間伐の際には、広葉樹を極力残し、下層植生や林縁植生の維持を図っている。

4-1-2 / 妥当である

伐採方法などは、「土庄町森林整備計画」に準拠している。また管理会の「森林施業計画書／平成14～平成19年」の伐採計画及び管理会独自の「施業5カ年計画／平成18年～22年」に基づいて収穫を行っている。また「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を作成している。

4-1-3 / 妥当である

管理会の「森林施業計画書」（平成14～平成19年）の伐採計画に基づいて伐採を行っている。

4-2. 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。

4-2-1 / 妥当である

1958年に、当財産区の経営が開始して以来の施業記録が整備されており、伐採と更新の実績が記録されている。伐採後おそくとも2年以内に「適地適木」を原則に樹種選定し、更新が行われている。更新期間は「土庄町森林整備計画」に準拠している。

4-2-2 / 妥当である

更新方法などは、「土庄町森林整備計画」に準拠していることを確認した。また更新予定は、管理会の「森林施業計画書／平成14～平成19年」の造林計画に基づいている。

4-2-3 / 妥当である

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(1)-3)において、植栽の樹種選定は、適地適木を原則とすると明記している。また原則的に、香川県産の苗木を使用している。

4-2-4 / 妥当である

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」(1)-3)において、補植について「植えつけ後は、巡視等により根付かなかった苗木が確認された場合は、可能な限りすみやかに新しい苗木を同じ場所に植える」としている。また「モニタリング調査実施要領」に基づき、「巡視(モニタリング)」を行い、植栽地で枯損木が発生した場合には、病虫害、獣害、気象害それぞれに分け、迅速に対処するしくみを構築している。

4-3. 天然林についても、的確な更新作業が行われていること。

4-3-1 / 妥当である

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(1)-2)において、広葉樹天然林について「溪流沿いの広葉樹林地は、林地・景観のため保存された天然林である。原則的に非伐採であるが、造林木の支障等の必要が生じた場合は単木的な伐採にとどめる。広葉樹は天然更新を原則とする」と定められ、適切な施業が行われていることを現地で確認した。

4-3-2 / 適用除外

現地確認により、天然林の択伐施業は行われていないことを確認した。

このため、審査委員会により、審査要件から除外した。

4-4. 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。

4-4-1 / 妥当である

「土庄町森林整備計画」において、間伐及び保育に関する標準的な方法、基準が明示され、これを遵守している。また「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(1)-3)施業の留意事項において、「保育の際には、下層植生や林縁植生の維持を図る」と明記した上で、「間伐前の林内の下刈は、作業に影響する箇所のみにとどめ、特に林縁の植生にはその保全に留意する」としており、現況においても確認した。

4-4-2 / 妥当である

1958年、財産区有林経営開始以来の施業記録が整備されており、保育の実績が記録されている。林分が成熟してきており、「森林施業計画」期間中に、下刈り・つる切り・除伐は予定されていない。

4-5. 必要に応じて間伐が的確に実行されること。

4-5-1 / 妥当である

管理会の「森林施業計画書／平成14～平成19年」に林班・小班ごとの間伐実施計画が掲載され、伐採計画に基づき計画的に間伐を行っている。また要間伐森林に指定された林分がないことを確認した。

4-5-2 / 妥当である

間伐方法などは、「土庄町森林整備計画」に準拠していることを確認した。「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(1)施業指針において、ヒノキ（一般材、優良材）については、ha当たりの施業基準が定められ、植栽・下刈り・枝打ち・除伐・間伐・択伐等の対象林齢や回数などの指針が示されている。また間伐の際には、林内に現存する広葉樹は残存するよう努めている。

4-5-3 / 妥当である

最近5年間の施業履歴が整備されており、保育間伐、収入間伐の実績が記録されている。現地においても適切に行われていることを確認した。

4-6. 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られていること。

4-6-1 / 妥当である

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の(2)病虫獣害対策において、「施業の実施に当たっては、生物多様性の保全、水土保全の観点から、健全な森林の育成に努め、病虫害の発生の抑制に努める」とされている。また「原則として林業薬剤を使用しないが、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合は、管理会『林業薬剤管理マニュアル』に従い、適切な管理のもと、最小限の使用とする」とされ、適切な方針をとっている。ニホンジカについては、香川県民獣の指定を受けていることもあり、剥皮・食害については、今後より生態系保全に配慮した対策があれば積極的に試行していくこととしている。

4-6-2 / 妥当である

森林被害の記録(過去5年)によれば、下記の通りである。

病害：特になし、虫害：松くい虫被害

獣害：ニホンジカによる剥皮・食害

松くい虫被害については、昭和57～平成13年までの間、約5年間隔でマツの除間伐を兼ねて伐倒駆除を行ってきたが、平成14年以降は被害が小康している。シカ被害は、軽微である。

4-7. 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。

4-7-1 / 妥当である

管理会においては「林野火災予防マニュアル」を整備し、当財産区有林内における林野火災の予防対策と消火体制を強化することにより、財産区有林の保全と地域の安全に努めることとしている。過去、森林火災は発生していないが、林野火災予防対策として、防火帯の整理、林内に防火水槽・防火用溜池を設置している。

4-7-2 / 妥当である

「林野火災予防マニュアル」の4) 訓練及び関連機関との協力で、地域の消防団、関係機関が実施する消防訓練にできる限り参加すること、火災が発生した場合の連絡体制等、林野火災の予防対策、火災時の具体的な対応策を決めている。

4-7-3 / 適用除外

過去、森林火災の発生はなく、該当なしと認められる。

4-8. / 農薬など化学物質の使用については、法令などを遵守し、かつ必要最小限の用途にとどめていること。

4-8-1 / 妥当である

当財産区有林は、農業用ため池や上水道の水源上流域に位置していることから原則として林業薬剤を使用しないこととしている。植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合は、管理会「林業薬剤管理マニュアル」に従い、森林病虫害等防除法及び農薬取締法等の関係法令に基づき、最小限の使用にとどめることとなっている。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5-1. 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

5-1-1 / 妥当である

当財産区有林では、地球温暖化の防止、水土保持、生物多様性の保全など、持続可能な林業経営を目指して「環境方針」を定め、環境関連法令等の遵守に努めている。

5-1-2 / 妥当である

現地確認の際、森林管理上必要な法令集、「林野小六法」「環境六法」「環境法規総覧」「自然保護関係事務概要」等が事務所内に常備されていることを確認した。

5-2. 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されていること。

5-2-1 / 適用除外

聞き取りにより、昭和初期に入会権は解消しており、認証対象森林には慣習的な利用権がないことを確認した。このため、審査委員会により、審査要件から除外した。

5-2-2 / 適用除外

聞き取りにより、昭和初期に入会権は解消しており、認証対象森林には慣習的な利用権がないことを確認した。このため、審査委員会により、審査要件から除外した。

5-3. 管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っていること。

5-3-1 / 妥当である（向上目標）

管理会の「環境方針」で、「生物多様性の保全に関する知識の習得に努め、林業従事者に研修の機会を設ける」とされているとともに、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」では、(2)-2) 保護動植物の保護の中で、保護上重要な動植物の把握とともに、生物多様性に関する研修の機会を設けることと定めている。

5-3-2 / 妥当である

管理会の「安全衛生及び健康管理マニュアル」に基づき、労働災害防止のため、作業を行うものに対する安全衛生及び健康管理教育を実施している。また、香川県森林組合連合会や林業・木材製造業労働災害防止協会等が実施する研修会・講習会には積極的に参加している。

5-4. 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られていること。

5-4-1 / 妥当である

施業を委託している土庄町森林組合作業班は、各種社会保障制度（雇用、労災、健康保険等）に加入していることを確認した。管理会メンバーは、非常勤職員の公務災害補償制度を活用している（労役は、林道沿いや防火帯の刈り払い等）。

5-4-2 / 妥当である

管理会においては、安全衛生推進体制が組織化され、各種安全教育が行われている。また災害時の緊急連絡システムが確立されていることを確認した。

基準6 社会・経済の便益の維持及び増進

6-1. 市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めていること。

森林を地元でできるだけ公開し、便益の提供をすること。

6-1-1／妥当である

当財産区有林において、小豆地域だけではなく、広く香川県民を対象として、「香川の水源地の森林 間伐見学ツアー」を開催している。また、小豆地域住民に対しては、生物多様性の保全・森林環境保全に関する知識を深め、ノウハウを住民と共有していくために、森林環境教育の充実を図るものとしている。

6-2. 入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されていること。

6-2-1／妥当である

入林者の利用する林道等は、安全な適切な整備が行われている。また、山火事の防止やゴミの持ち帰りを呼びかける看板が設置されている。森林認証を契機に「地域との連携」を重点項目として、地域住民が認証森林とふれ合える機会を設けていくこととしている。

6-2-2／妥当である

管理会の「環境に配慮した施業実施要領」において、「油類の空缶、現場で出るゴミは必ず持ち帰り、自治体の指定する分別方法に従って分別し、これを処分すること」と定められている。看板により、ゴミの持ち帰り等と呼ばれている。

6-3. 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。

6-3-1／妥当である

認証対象森林は、「土庄町森林整備計画」により「水土保持林」に指定され、「森と人との共生林」には指定されていないが、対象森林において、小豆地域だけではなく、広く香川県民を対象に、「香川の水源地の森林 間伐見学ツアー」を開催している。また小豆地域住民に対しては、生物多様性の保全・森林環境保全に関する知識を深め、ノウハウを住民と共有していくために、森林環境教育の充実を図るものとしている。

6-3-2 / 妥当である

認証対象森林は、瀬戸内海国立公園第2種及び第3種特別地域である。「土庄町森林整備計画」に準拠し、管理会の「森林施業計画／平成14～19年度」において、それらの法令に適合した管理基準を作成し、遵守している。

6-3-3 / 適用除外

認証対象森林には、大規模な森林レクリエーション施設は設置されていない。このため、審査委員会により審査用件から除外した。

6-4. 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていること。

6-4-1 / 適用除外

認証対象森林には、文化財保護法等による文化財や学術的に価値の高い森林がないことを確認した。このため、審査委員会により、審査用件から除外した。

6-4-2 / 妥当である

昭和56年、優良育林実験林を13林班に設置(ヒノキ10年生、1ha、昭和45年植栽)。平成5年、間伐展示林を14林班に設置(ヒノキ23年生4ha、昭和46年植栽)、間伐展示林を6林班に設置(スギ29年生3ha、昭和38年植栽)、平成7年、天然林整備展示林を2林班に設置(クロマツ・ケヤキ・ヒノキ樹齢9～37年生)。立て看板を設置するとともに、広く県民を対象とした間伐見学ツアーを開催するなど普及啓発活動を行っている。地域と連携した取組に対して、昭和62年、朝日森林文化賞(森づくり優秀賞)を受賞した。

6-5. 「緑の循環システム」の趣旨が遵守されるよう、認証森林より産出された認証林産物を、消費者に対し適正に提供するために、認証林産物が、明確に区別されるよう努めること。

また、認証森林から産出される認証林産物が、緑の循環資源として、多様な用途に有効活用されていること。

6-5-1 / 妥当である

間伐は、管理会委員の現場指導のもと、土庄町森林組合作業班によって適切に行われている。間伐材の主な出荷先は県内・島内、及び近県(徳島・岡山)の原木市場、及び地元の製材工場で、数量等の詳細が確認できる。そのため、必要に応じた分別・表示は可能である。認証取得後は、全ての出荷材に財産区有林材を示す刻印を入れる予定である。

6-5-2 / 妥当である

現地調査により、作業路の路面の要所は、間伐材を埋めた横断溝、路肩は間伐材杭の土留めを設け、間伐材が積極的に利用されていることが確認できた。

6-6. 対象森林の管理・整備が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源としてプラスになるよう努めていること。

6-6-1 / 妥当である

長伐期択伐施業と併せ、樹下植栽を行い、二段林・複層林造成を目的に間伐を積極的に実施し、林床の受光性を高め、広葉樹の再生を図っており、森林の地球温暖化防止機能の向上に寄与している。また環境方針の(5)において、「適切な森林整備に取り組み、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めるとともに、国産材・地域材の循環利用を促進し、地球温暖化防止に後継する」とされている。

6-6-2 / 妥当である

環境方針の(6)において、「施業の実施に当たっては、化石燃料の削減に努める。大気汚染物質や廃棄物は、発生の抑制に努めるとともに、地域で定められた方法により、適切に処理する」と定められている。また、下刈り機、チェーンソー等の化石燃料を使用する林業機械については、極力無駄のない使用に努めている。

6-7. 地元住民、利害関係者等との対話連携を図り、地域社会における役割と貢献に配慮して取り組んでいること。

6-7-1 / 妥当である

広く県民を対象とした「間伐見学ツアー」を開催するなど地域との連携に力を注いでいる。また管理会が提唱者となり、「しょうず木の輪ネットワーク」が創設された。これは、木材の地産地消を目指し、島内の公有林・設計士・製材工場・工務店等の個人・団体がネットワークを形成し、間伐材等の地元産材の需要拡大を目指すものであり、地域への貢献が確認できた。

6-7-2 / 妥当である

当財産区有林が森林認証を取得することにより、上記の「しょうず木の輪ネットワーク」を形成する島内の製材所・工務店・設計士らへの波及効果が期待される。既に管理会は、地元製材所などへの普及・啓発活動を実施している。

基準7 モニタリングと情報公開

7-1. 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを適宜実施すること。

モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られること。

7-1-1 / 妥当である（向上目標）

環境方針の(8)において、「モニタリングを実施し、継続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物を把握する。貴重な動植物が発見された場合は、必要な保護対策を行う」とされている。そのため、具体的なモニタリング手順及びチェックリストを作成した「モニタリング調査実施要領」を定めて、実施することとしている。

7-2. 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。

7-2-1 / 妥当である

第3者機関によるモニタリングは実施されていないが、環境方針の(9)において、「調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力する」を定めており、今後積極的な対処に努めていくことが確認できた。

7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。

7-3-1 / 妥当である

最近5年間の施業履歴と森林被害の記録が整備されている。

病害：特になし、虫害：松くい虫被害

獣害：ニホンジカによる剥皮・食害

松くい虫被害については、昭和57～平成13年までの間、約5年間隔でマツの除間伐を兼ねて伐倒駆除を行ってきたが、平成14年以降は被害が小康している。シカ被害は、軽微である。

7-4. 管理計画、モニタリングについては、公正・公開を原則とすること。

7-4-1 / 妥当である

管理計画や種々の施業記録等については、公開の要請があった場合には、原則として公開する考えである。視察や新聞等マスコミの取材も積極的に受け入れ、情報公開に努めている。

